

佐賀市公告第229号

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び佐賀市財務規則（平成17年佐賀市規則第62号）第84条の規定により次のように公告する。

令和7年10月10日

佐賀市長 坂井英隆

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名 東名遺跡ガイダンス・埋蔵文化財センター展示制作業務委託
- (2) 委託場所 佐賀市金立町大字千布地内
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年8月31日まで

2 委託業務の概要

東名遺跡ガイダンス・埋蔵文化財センター施設整備に伴う展示制作業務

3 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 本委託業務の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 佐賀市における令和7・8年度入札参加資格審査の結果、内装仕上工事について資格があると認められたものであること。
 - イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業（内装仕上工事業）の許可を受けていること。
 - ウ 令和2年度から令和6年度までの間に、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）、都道府県又は市町村が設置した博物館又は博物館類似施設のうち、国宝若しくは重要文化財に指定された考古遺物を含む、歴史に関する常設展示面積が300平方メートル以上の施設で、展示制作業務又は展示工事を元請として受注し完了した実績（完了検査日が令和2年4月1日から令和7年3月31日までのものに限る。未完了の契約は実績として認めない。）を有すること。
 - エ 本公告の日以前において、直接的かつ3ヵ月以上の恒常的な雇用関係にある、建設業法第26条に規定する監理技術者1名（一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者に限る。）及び主任技術者1名（ウに掲げる展示制作業務又は展示工事の実施経験を有する者に限る。）を施工現場に専任で配置できること。ただし、監理技術者及び主任技術者は、兼務できるものとする。
 - オ 同一の案件に係る他の入札参加申請者と次に掲げる一定の資本関係又は人的

関係のある者でないこと。

(ア) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者

(ウ) 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、aからeまでに掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

a 株式会社の取締役。ただし、次の(a)から(d)までに掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないとされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(エ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

(オ) (ア)から(エ)までに掲げる場合と同視しうる資本関係又は人間関係があると認められる者

カ 本公告の日から開札の日までの間のいずれの日においても、次に掲げる指名停止措置又は指名回避措置（以下「指名停止等の措置」という。）を受けていないこと。

(ア) 佐賀市（佐賀市上下水道局を含む。(イ)において同じ。）による指名停止等の措置

(イ) 佐賀県内の他の地方公共団体による指名停止等の措置（佐賀市による指名停止等の措置と同一の事由の指名停止等の措置については、佐賀市による当該指名停止等の措置の開始日以後の措置を除く。）

(2) 入札参加資格を有する者が、入札参加申請を行った後、(1)に掲げる要件のい

ずれかを満たさなくなるときは、その者は、入札に参加できない。

(3) 提出期限までに提出書類を提出しない者は、入札に参加できない。

4 入札参加申請及び入札の同時実施

入札参加を希望する者は、入札参加申請及び入札を同時に行うこと。

5 入札参加申請書、入札書等の提出方法

入札参加を希望する者は、(1)に掲げる提出書類を郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する書留（一般書留又は簡易書留に限る。）で提出すること。直接持参その他の方法による提出は認めない。

(1) 提出書類

ア 条件付一般競争入札参加申請書（外封筒に封入することとし、中封筒には封入しないこと。）

イ 入札書及び積算内訳書（中封筒に封入して封印することとし、中封筒の寸法は長形3号より大きくてもよい。）

ウ 3(1)イに掲げる特定建設業に係る許可を証明する書類の写し（外封筒に封入することとし、中封筒には封入しないこと。）

エ 3(1)ウに掲げる業務実績を証明する契約書その他の書類の写し（入札参加要件となる項目が全て記載されているものに限る。）（外封筒に封入することとし、中封筒には封入しないこと。）

オ 3(1)エに掲げる監理技術者に係る資格を証明する書類の写し及び雇用を証明する書類の写し（外封筒に封入することとし、中封筒には封入しないこと。）

カ 3(1)エに掲げる主任技術者に係る業務実績を証明する書類の写し（入札参加要件となる項目が全て記載されているものに限る。）及び雇用を証明する書類の写し（外封筒に封入することとし、中封筒には封入しないこと。）

(2) 提出期限 令和7年10月29日（水）必着

(3) 提出先 郵便番号840-0811

佐賀市大財三丁目11番21号

佐賀市地域振興部文化財課

(4) 提出時の注意

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に110分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

6 開札を行う日時及び場所

(1) 日時 令和7年10月31日（金）午前11時

(2) 場所 佐賀市大財三丁目11番21号

佐賀市役所大財別館 4-3会議室

7 設計図書等の交付場所

佐賀市ホームページ (<http://www.city.saga.lg.jp/>) にて公開する。

8 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 質問期限 令和7年10月21日(火)

(2) 質問先 佐賀市地域振興部文化財課

メールアドレス bunkazai@city.saga.lg.jp

(3) 回答方法 令和7年10月24日(金)までに佐賀市ホームページに掲載する。

9 入札参加資格の確認等

入札資格がない者には令和7年10月30日(木)までに電話で連絡する。

10 入札保証金

免除

1.1 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする(ただし、佐賀市財務規則第104条第2項に該当する場合は免除)。

1.2 予定価格

予定価格は、落札者の決定後に公表する。

1.3 最低制限価格

(1) この公告に係る入札については、最低制限価格を設定する。

(2) 最低制限価格は、予定価格(消費税額及び地方消費税額を除く。)に100分の90を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(3) 最低制限価格に満たない価格により入札を行った者は、落札者に決定しない。

1.4 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

(1) 当該入札に係る入札参加資格者でない者

(2) 当該入札を行った後、開札の時までに3(1)に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった者

(3) 当該入札について不正行為を行った者

(4) 入札書及び積算内訳書を中封筒に入れていない者

(5) 本委託業務名及び入札参加者の商号名の記載がない中封筒を外封筒に入れている者

(6) 本委託業務名とは異なる委託業務名を記入した入札書又は積算内訳書を中封筒に入れている者

(7) 本委託業務名、入札参加者の商号名及び代表者氏名の記入並びに使用印の押印がない入札書又は積算内訳書を中封筒に入れている者

- (8) 積算内訳書の積算価格と入札書の入札金額との差が1万円以上ある者
- (9) 入札金額、氏名及び印鑑について、誤脱及び判読不可能な記載をした者
- (10) 1人で2以上の入札を行った者

1.5 落札者の決定の取り消し

落札者に決定した時から契約締結の時までの間に、落札者が次に掲げる要件に該当するとき、又は当該要件に基づき、佐賀市から指名停止措置を受けたときは、落札者の決定を取り消すものとする。この場合において、佐賀市は、一切の損害賠償の責を負わない。

- (1) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（令和7年6月1日施行）に規定する贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害又は談合に係る措置要件
- (2) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領に規定する暴力団との関係に係る措置要件

1.6 仮契約の解除

本委託業務に係る契約については、仮契約締結の時から本契約締結の時までの間に、落札者が1.5(1)若しくは(2)に該当するとき、又は当該措置要件に基づき、佐賀市から指名停止措置を受けたときは、仮契約を解除するものとする。この場合において、佐賀市は、一切の損害賠償の責を負わない。

1.7 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、入札参加申請、入札、郵便方法及び落札者の決定方法等の事務手続並びに入札参加資格の失格要件、入札の中止の条件等については、「東名遺跡ガイダンス・埋蔵文化財センター展示制作業務委託に係る競争入札実施要領」の規定による。

(2) 問合せ先

佐賀市大財三丁目11番21号
佐賀市地域振興部文化財課
電話 0952-40-7109